

令和5年長審第14号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時刻及び場所

令和4年10月15日16時05分

佐賀県加唐島南東岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

登 録 長 24.22メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 809キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備

Aは、平成30年3月に進水し、中型まき網漁業付属の灯船兼運搬船として従事するFRP製漁船で、船尾部に操舵室を設け、同室前部中央やや右舷寄りに舵輪、その左舷側に二分割された上段に左舷側からレーダー3台及びGPSプロッター、下段に魚群探知機2台及びソナー、前方に自動操舵装置及び船橋航海当直警報装置（以下「居眠り防止装置」という。）、右舷側に機関遠隔操縦装置、後方に背もたれの付いた操縦席をそれぞれ備えていた。

居眠り防止装置は、熱式センサーに船橋当直者の身体の動きが検知されずに5分経過すると、第1段階として操舵室の船橋可視警報が点灯し、更に15秒経過すると第2段階として同室の第1次船橋可聴警報が、身体の動きが検知されるまで鳴り続ける仕様であった。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか3人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和4年10月15日15時00分佐賀県唐津港を発し、長崎県生月島北西方沖合の漁場に向かった。

これより先、a受審人は、平素、1日平均約6時間の睡眠を取り、発航前々日の13日は荒天のため自宅で休養し、発航前日の14日09時00分出漁して操業し、翌15日09時00分唐津港に入港して水揚げを行った後発航したもので、出漁中は、一時的に操船を甲板員に任せ、漁場との回航中及び操業開始前にそれぞれ数時間の仮眠を取ったほか、水揚げを終えてから発航するまでの間にも数時間の仮眠を取ったことから、発航時には、夜間操業で多少疲れを感じていたものの、睡眠不足の状態ではなかった。

また、a 受審人は、平素、発航時に自ら居眠り防止装置の電源を入れていたものの、本件発航時は、電源を入れ忘れて同装置を作動させないで出航したものであった。

a 受審人は、出航操船に引き続いて単独の船橋当直に就き、レーダー 3 台及び G P S プロッターをそれぞれ作動させ、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、15 時 41 分半僅か過ぎ肥前立石埼灯台から 106.5 度（真方位、以下同じ。）2.56 海里の地点で、針路を 302 度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分 1,000 につけ、10.0 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進出した。

定針したとき、a 受審人は、目視及びレーダーで前路を一見して航行の支障となる船舶を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催し、操縦席に腰掛けた姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったが、これまで航行中に居眠りに陥ったことがなかったもので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、操縦席から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢を続けるうちに、いつしか居眠りに陥り、加唐島南東方沖合の予定転針地点を通過して同島南岸に向首続航し、16 時 05 分肥前立石埼灯台から 328 度 1.60 海里の地点において、A は、原針路及び原速力のまま、加唐島南東岸の浅礁域に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力 3 の北風が吹き、潮候は下げ潮の中央期であった。

乗揚の結果、A は、船首部船底外板に擦過傷を生じたが、のちに修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、加唐島南東方沖合において、生月島北西方沖合の漁場に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、加唐島南東岸の浅礁域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、加唐島南東方沖合において、単独の船橋当直に就き、生月島北西方沖合の漁場に向けて自動操舵で航行中、周囲に航行の支障となる船舶を見掛けなくなり、気の緩みから眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、操縦席から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで航行中に居眠りをしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、加唐島南東岸の浅礁域に向首進行して同浅礁域への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 2 月 2 0 日

長崎地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁